



利用までの流れをご確認ください！



ご利用までの5ステップ

※はじめて利用する場合のみ、ステップ1・2が必要となります



1

面談の予約をする

まずは支援センター（ピーチ）へお電話ください（TEL：0877-32-8565）



2

事前面談・登録をする（利用日の前月1日～5営業日前まで）

お子さまと一緒に支援センター（ピーチ）へお越しください



※5営業日前＝土・日・祝日を除く5日前

3

利用申請書を提出する（利用日の5営業日前まで）

申請書を役場の健康福祉課窓口へご提出ください。

＊就労目的の方は、保育所の申請書もあわせてご提出が必要です

＊申請書は、支援センター（ピーチ）・役場窓口、またはホームページからダウンロードできます



4

書類が自宅に届く

ご自宅に「利用許可通知書」と「託児記録票」が届きます。



5

利用日当日！

役場から届いた書類2点（利用許可通知書・託児記録票）を忘れずにお持ちください。



多度津町 一時預かり事業